

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	青木 隆三朗
登録番号又は法人番号	9 5 1 0 2 7 0 7
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所所在地	千葉県千葉市中央区登戸 1-11-5
処分年月日	令和 3 年 7 月 1 日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>青木隆三朗会員は、千葉県行政書士会会則第 1 6 条による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。</p> <p>よって、千葉県行政書士会会則第 2 6 条に違反。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>千葉県行政書士会会則第 2 6 条第 4 項第 1 号</p> <p>前項の規定による綱紀委員会の開催後、なお 3 ヶ月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして以下の勧告を行うものとする。</p> <p>一 個人会員に対しては廃業の勧告</p>